

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 14 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 8 日

第十管区海上保安本部長 星崎 隆（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名称 鹿児島県鹿児島地域振興局
 - （2）住所 鹿児島県鹿児島市小川町 3 - 5 6
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区域 付図のとおり
 - （2）期間 令和 8 年 6 月 9 日から令和 8 年 6 月 20 日まで（うち 5 日間）
- 3 水路測量の実施方法
 - （1）測深 シングルビーム音響測深機を使用する
 - （2）測位 GNSS による
- 4 航行船舶に対する安全処置
作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）前籠漁港 赤塗りで示す区域

